



茨城県報

号外第 5 号

令和 7 年 (2025年) 3 月 27 日

木 曜 日

目 次

条 例	ページ
●刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 (総務課)	2
●茨城県行政組織条例の一部を改正する条例 (行政経営課)	5
●職員の勤務時間に関する条例及び職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例 (人事課) ..	5
●職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (人事課)	7
●職員の旅費及び費用弁償に関する条例及び特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 (人事課)	91
●茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例 (財政課、建築指導課)	97
●茨城県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例 (市町村課)	97
●水道法に基づき専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例 (水政課)	97
●茨城県環境保全基金条例を廃止する条例 (環境政策課)	98
●茨城県環境影響評価条例の一部を改正する条例 (環境政策課)	98
●茨城県看護専門学校の設定及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (医療人材課)	98
●茨城県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例 (医療人材課)	99
●茨城県海外対象医師修学研修資金貸与条例の一部を改正する条例 (医療人材課)	102
●茨城県青少年の健全育成等に関する条例及び茨城県薬物の濫用の防止に関する条例の一部を改正する条例 (薬務課、青少年家庭課)	104
●栄養士法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例 (長寿福祉課)	104
●茨城県健やかこども基金条例の一部を改正する条例 (子ども未来課)	106
●児童福祉法に基づき一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 (青少年家庭課)	106
●茨城県産業技術イノベーションセンターの使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例 (技術革新課)	112
●茨城県特定都市河川浸水被害対策法施行条例 (河川課)	112
●茨城県建築基準条例の一部を改正する条例 (建築指導課)	113
●茨城県工業用水道条例の一部を改正する条例 (企業局総務課)	115
●茨城県水道条例の一部を改正する条例 (企業局総務課)	115
●茨城県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例 (警務課)	116
●茨城県歯と口腔の健康づくり 8020・6424 推進条例の一部を改正する条例 (議会事務局)	116
●茨城県議会情報公開条例の一部を改正する条例 (議会事務局)	117
●茨城県議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 (議会事務局)	118

第 2 条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(雨水貯留浸透施設の標識の設置)

第 3 条 法第 38 条第 3 項の標識は、次に掲げる事項を明示したものとする。

- (1) 雨水貯留浸透施設の名称
- (2) 雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証番号
- (3) 雨水貯留浸透施設の容量 (容量のないものにあつては、規模) 及び構造の概要
- (4) 雨水貯留浸透施設が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は知事の許可を要する旨
- (5) 雨水貯留浸透施設の管理者及びその連絡先
- (6) 標識の設置者及びその連絡先

2 前項の標識は、雨水貯留浸透施設の周辺に居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に設けるものとする。

(保全調整池の標識の設置)

第 4 条 法第 45 条第 1 項の標識は、次に掲げる事項を明示したものとする。

- (1) 保全調整池の名称及び指定番号
- (2) 保全調整池の容量及び構造の概要
- (3) 保全調整池が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は知事に届け出なければならない旨
- (4) 保全調整池の管理者及びその連絡先
- (5) 標識の設置者及びその連絡先

2 前項の標識は、保全調整池の周辺に居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に設けるものとする。

(貯留機能保全区域の標識の設置)

第 5 条 法第 54 条第 1 項の標識は、次に掲げる事項を明示したものとする。

- (1) 貯留機能保全区域の名称及び指定番号
- (2) 貯留機能保全区域の位置
- (3) 貯留機能保全区域の管理者及びその連絡先
- (4) 標識の設置者及びその連絡先

2 前項の標識は、貯留機能保全区域の周辺に居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に設けるものとする。

(委任)

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

茨城県条例第 20 号

茨城県建築基準条例の一部を改正する条例

茨城県建築基準条例 (昭和 36 年茨城県条例第 21 号) の一部を次のように改正する。

目次中「・第 46 条の 2 の 2」を「一第 46 条の 2 の 3」に、「第 46 条の 2 の 3」を「第 46 条の 2 の 4」に改める。

第 4 章の 2 中第 46 条の 2 の 3 の見出しを削り、同条を第 46 条の 2 の 4 とする。

第 4 章第 9 節中第 46 条の 2 の 2 の次に次の 1 条を加える。

(別の建築物とみなすことができる部分)

第 46 条の 2 の 3 第 10 条、第 17 条、第 20 条、第 22 条の 2 又は第 28 条の 2 第 2 項に規定する基準の適用上一の建築物であつても別の建築物とみなすことができる部分として令第 117 条第 2 項各号に定める部分が 2 以上ある建築物の当該建築物の部分は、これらの規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

2 第 13 条の 2 (排煙設備に係る部分に限る。以下この項において同じ。) に規定する基準の適用上一の建築物であつて

も別の建築物とみなすことができる部分として令第126条の2第2項各号に定める部分が2以上ある建築物の当該建築物の部分は、第13条の2の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

3 第13条の2（非常用の照明装置に係る部分に限る。以下この項において同じ。）に規定する基準の適用上一の建築物であつても別の建築物とみなすことができる部分として令第126条の4第2項に定める部分が2以上ある建築物の当該建築物の部分は、第13条の2の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

4 第18条の2第1項（第46条の2の4第1項において準用する場合を含む。）、第29条第2項又は第44条第1項第1号に規定する基準の適用上一の建築物であつても別の建築物とみなすことができる部分として令第109条の8に定める部分が2以上ある建築物の当該建築物の部分は、これらの規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

第48条中「第46条の2の3第1項」を「第46条の2の4第1項」に改める。

第48条の2第3項中「第28条第2号」を「第8条、第13条の2（非常用の照明装置に係る部分に限る。）、第15条第1号（第46条の2の4第1項において準用する場合を含む。）、第18条の2第2項（第46条の2の4第1項において準用する場合を含む。）若しくは第3項（第46条の2の4第2項において準用する場合を含む。）、第20条、第28条第2号若しくは第3号」に、「又は第29条第1項第2号」を「若しくは第2項、第29条第1項又は第46条の3」に、「第3条第3項第3号及び第4号」を「第3条第3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項各号列記以外の部分中「第20条」を「第18条の2第1項」に、「第27条第2号又は第28条第4号」を「第26条、第27条、第28条第4号、第29条第2項、第30条又は第31条」に、「ついで増築等」を「ついで増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替（以下この項及び次項において「増築等」という。）」に、「第3条第3項第3号及び第4号」を「第3条第3項」に改め、同項第1号中「、第13条の2（非常用の照明装置に係る部分に限る。）」及び「、第20条」を削り、「建築物が開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されている場合における当該区画された」を「令第117条第2項各号に掲げる建築物の」に改め、同項第2号中「（排煙設備に係る部分に限る。）」を削り、「建築物が開口部のない準耐火構造の床若しくは壁で区画されている場合における当該区画された部分又は建築物が令第126条の2第2項第1号に規定する防火設備で区画されている場合における当該区画された」を「令第126条の2第2項各号に掲げる建築物の」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 第18条の2第1項、第26条、第27条第1号、第29条第2項、第30条又は第31条に規定する基準の適用上一の建築物であつても別の建築物とみなすことができる部分 令第109条の8に定める建築物の部分

第48条の2第2項を同条第3項とし、同条第1項各号列記以外の部分中「より」の次に「第3条第1号、第10条から第13条の2まで、」を加え、「第46条の2の3第1項」を「第46条の2の4第1項」に、「第26条、第27条第1号」を「第15条第2号、第16条、第17条、第22条の2、第26条、第27条、第28条第4号」に、「第3条第3項第3号及び第4号」を「第3条第3項」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 第3条第1号の規定の適用を受けない建築物 当該建築物における当該建築物の用途の変更（当該変更後に当該建築物の利用者の増加が見込まれないものを除く。）を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替であつて、令第137条の12第6項の規定により交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められたもの

(2) 第10条、第12条から第13条の2まで、第15条第2号、第16条、第17条、第22条の2、第27条第2号又は第28条第4号の規定の適用を受けない建築物 当該建築物における屋根又は外壁に係る大規模の修繕又は大規模の模様替であつて、当該建築物の避難の安全上支障とならないもの

(3) 第11条又は第14条の規定の適用を受けない建築物 当該建築物における当該建築物の用途の変更を伴わない全ての大規模の修繕又は大規模の模様替

(4) 第26条、第29条第2項、第30条又は第31条の規定の適用を受けない建築物 当該建築物における全ての大規模の修繕又は大規模の模様替

(5) 第27条第1号の規定の適用を受けない建築物 当該建築物における屋根又は外壁に係る全ての大規模の修繕又は大規模の模様替

第48条の2第1項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

法第3条第2項の規定により第10条、第12条、第13条、第13条の2（排煙設備に係る部分に限る。以下この項から第

3 項までにおいて同じ。), 第 15 条第 2 号 (第 46 条の 2 の 4 第 1 項において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。), 第 16 条 (第 46 条の 2 の 4 第 1 項において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。), 第 17 条, 第 18 条の 2 第 1 項 (第 46 条の 2 の 4 第 1 項において準用する場合を含む。以下この項及び第 3 項において同じ。), 第 22 条の 2, 第 26 条, 第 27 条, 第 28 条第 4 号, 第 29 条第 2 項, 第 30 条又は第 31 条の規定の適用を受けない建築物について次に掲げる建築物の区分に応じ, それぞれ当該各号に定める範囲内において増築又は改築をする場合においては, 法第 3 条第 3 項 (第 3 号及び第 4 号に係る部分に限る。以下この条において同じ。) の規定にかかわらず, これらの規定は, 適用しない。

- (1) 第 10 条, 第 13 条, 第 13 条の 2, 第 17 条, 第 22 条の 2, 第 27 条第 2 号又は第 28 条第 4 号の規定の適用を受けない建築物 令第 137 条の 6 の 2 第 2 項各号のいずれか (居室の部分に係る増築にあつては, 同項第 1 号) に該当する増築又は改築に係る部分
- (2) 第 12 条, 第 15 条第 2 号又は第 16 条の規定の適用を受けない建築物 増築 (居室の部分に係るものを除く。以下この号において同じ。) 又は改築に係る部分の対象床面積の合計が基準時における延べ面積の 20 分の 1 を超えず, かつ, 当該増築又は改築が当該増築又は改築に係る部分以外の部分における避難及び消火の安全上支障とならないものである増築又は改築に係る部分
- (3) 第 18 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けない建築物 令第 137 条の 2 の 2 第 1 項各号のいずれかに該当する増築又は改築に係る部分
- (4) 第 26 条, 第 29 条第 2 項, 第 30 条又は第 31 条の規定の適用を受けない建築物 令第 137 条の 4 各号のいずれかに該当する増築又は改築に係る部分
- (5) 第 27 条第 1 号の規定の適用を受けない建築物 令第 137 条の 6 の 4 第 2 項第 1 号に定める要件に該当する増築又は改築に係る部分

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

茨城県条例第 21 号

茨城県工業用水道条例の一部を改正する条例

茨城県工業用水道条例 (昭和 41 年茨城県条例第 10 号) の一部を次のように改正する。

第 21 条第 1 項の表中	20円	20円	を	28円	18円	に改め
	20円	20円		28円	18円	
	40円	40円		56円	36円	

る。

付 則

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の前日から継続している県工業用水道による給水で、同日から令和 7 年 4 月 30 日までの間に料金の支払を受ける権利の確定されるものに係る料金については、なお従前の例による。

茨城県条例第 22 号

茨城県水道条例の一部を改正する条例

茨城県水道条例 (昭和 57 年茨城県条例第 17 号) の一部を次のように改正する。